

## 胎内市デマンドシステム導入業務プロポーザル実施要領

胎内市乗合自動車「のれんす号」のデマンドシステムの導入業務について、利用者の利便性向上が図られ、高齢者を始めとした交通弱者に配慮した機能を有するシステム提供が可能な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により、参加事業者に提案を求める。

プロポーザルに応募する意思のある方は、手続きに必要な下記の内容により、参加希望票、企画提案書等を作成し提出してください。

### 1 業務名

胎内市デマンドシステム導入業務

### 2 業務内容

別紙「胎内市デマンドシステム導入業務 仕様書」（以下「要求仕様書」という。）による。

### 3 予定契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 4 契約上限額

20,274,579円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とする。

ただし、上記限度額のうち、令和6年1月1日～令和11年3月31日までの63か月分のランニングコストは15,324,579円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

### 5 参加資格等

#### (1) 参加者の資格

- ① デマンドシステム導入業務の元請として契約実績があること。
- ② 胎内市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 17 年訓令第 38 号）に基づく指名停止を受けている者又は指名停止の措置要件に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は当該申し立てがなされなかった者とみなす。
- ④ 受託事業者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

⑤ 受託事業者は、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 参加者からの除外

- ① 上記(1)のいずれかの要件を欠くようになったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 法的整理が開始されるなど、いわゆる「倒産状態」になったとき。
- ④ 威圧その他の行為により公正かつ円滑な選定業務を妨げたとき。
- ⑤ 見積金額（消費税込）が契約上限額を超えるとき。

6 実施スケジュール

令和5年

7月26日(水)	質問書受付期限
8月2日(水)～	質問書回答
8月16日(水)	参加希望票及び提出書類受付期限
8月25日(金)	指名通知書発送
9月8日(金)	企画提案書受付期限
9月13日(水)	プレゼンテーションの詳細通知書発送
9月28日(木) 予定	プレゼンテーション
10月5日(木)	審査結果通知書発送
10月中	契約締結

7 質問の受付及び回答

この実施要領、要求仕様書等に関する質問があるときは、質問書（様式2）を提出してください。

- (1) 受付期間 令和5年7月12日(水)9:00から7月26日(水)17:00まで
- (2) 提出方法 総合政策課内胎内市公共交通協議会（以下「協議会」という。）窓口へ  
質問書により電子メールで提出してください。
- (3) 質問への回答 令和5年8月2日(水)17:00以降、市ホームページに掲出する。

8 参加希望の受付及び確認

この実施要領、要求仕様書等を十分確認し、業務の趣旨を踏まえた上で、参加希望の事業者は、提案の参加意思確認を行うために、参加希望票を事前に提出してください。

- (1) 受付期間 令和5年7月12日(水)から令和5年8月16日(水)まで（ただし、閉庁日を除く。）  
時間は、9時00分から17時00分まで
- (2) 提出書類  
ア 参加希望票（様式1） 1部

- イ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人）
  - ウ 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）（商号登記をしている個人）
  - エ 身分証明書（商号登記していない個人）
  - オ 登記されていないことの証明書（商号登記をしていない個人）
  - カ 財務諸表（法人及び個人）
  - キ 法人事業税の納税証明書（法人）
  - ク 納税証明書（法人：法人税及び消費税及び地方消費税、個人：申告所得税及び消費税及び地方消費税）
  - ケ 会社概要等の資料（パンフレット等）
- (3) 提出方法 総合政策課内協議会窓口へ直接持参又は郵送
- (4) 指名通知 令和5年8月25日(金) 発出予定

## 9 提案の受付

8(4)による指名通知を受けた事業者は、「企画提案書」を提出してください。

- (1) 提案受付期間 令和5年8月25日(金) 9:00 から9月8日(金)17:00 まで  
(ただし、閉庁日を除く。)
- (2) 提出方法 総合政策課内協議会窓口へ直接持参又は郵送してください。
- (3) 提出書類 次の①から⑥までの書類を1組としたものを「企画提案書」とします。作成に当たっては、企画提案書作成要領（別添A）も参考にしてください。
- ① 提案者の概要（別記様式1）  
提案事業者の所在地、資本金その他基本情報を記入してください。
  - ② 業務実績調書（別記様式2）  
他自治体等におけるデマンドシステム導入業務の元請として受注実績等を記入してください。
  - ③ 担当者実績及び業務執行体制（別記様式3）  
本業務に従事する技術者の配置計画及び配置する各技術者の担当する業務内容・保有資格・関連業務の実績・経験を記入してください。また、本業務の総括責任者、担当者等の所属、役割等実施に当たっての体制及び特徴を記入してください。
  - ④ 業務についての提案（任意様式）  
様式で示した各項目についての提案者としての考え方を記入してください。
  - ⑤ 見積書（別記様式4）  
提案事業に対する見積額を記入してください。
  - ⑥ 見積内訳書（別記様式5）  
提案事業に対する見積内訳を記入してください。
- (4) 提出部数  
正本1部、副本5部（写し可）

## 10 書類審査の実施

デマンドシステム導入業務事業者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が事業者から提出された企画提案書及び見積書を判断要素として、審査委員会が作成した評価基準に基づき書類審査する。

なお、契約上限額を超えた場合は失格とする。

## 11 プレゼンテーションの実施

提出された提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるためにプレゼンテーションを実施する。詳細については、9月13日（水）に通知予定。

※参加事業者数により実施方法を変更する場合あり。

- (1) 実施日 令和5年9月28日（木） 予定
- (2) 実施場所 新潟県胎内市新和町2番10号 胎内市役所 2階 大会議室
- (3) 時間  
事前準備 5分  
プレゼンテーション 20分  
質疑応答 10分  
片付け 5分
- (4) 出席者 会場に入室できる人数を1事業者につき4名以内とする。
- (5) プレゼンテーションの実施方法 プレゼンテーションは非公開とする。
- (6) 留意事項 プレゼンテーションに参加しない事業者は、失格とする。また、災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は失格とする。

## 12 評価方法

提案者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を判断要素として、審査委員会が作成した評価基準に基づき審査し、最も高得点を獲得した者を受託候補者とする。

なお、選定結果を公表する必要があること、受託候補者が辞退した場合の次点事業者の確認を速やかに行うことが可能なように受託候補者以外についても得点順に順位付けを行う。

選定評価基準の評価項目及び配点

ア 書類審査評価点	250点
イ 見積金額評価点	250点
<u>ウ プレゼンテーション評価点</u>	<u>750点</u>
総合計得点（ア＋イ＋ウ）	1,250点

## 13 その他

- (1) 本プロポーザル参加に関する費用は、参加者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 技術提案書等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがあります。
- (3) 本要領に定めのない事項については、協議の上、決定することとします。

連絡先及び書類提出先

〒959-2693

新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市役所 総合政策課 企画政策係内 胎内市地域公共交通協議会

担 当：三浦 貴之

電 話：0254-43-6111（代表）

E-mail：kikaku@city.tainai.lg.jp